

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月23日現在

機関番号：11201

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530054

研究課題名（和文） アメリカ合衆国における外国人労働者の統合政策

研究課題名（英文） Integration Policy on Foreign Workers in the United States

## 研究代表者

早川 智津子（HAYAKAWA CHIZUKO）

岩手大学・国際交流センター・准教授

研究者番号：90451492

研究成果の概要（和文）：本研究では、アメリカ合衆国で一定の外国人労働者を対象に実施されている国籍差別を禁ずる移民法上の移民関連不当雇用行為制度の具体的運用状況、及び雇用差別禁止法上の出身国差別禁止の外国人への適用状況についての調査研究を行ったうえで、わが国の外国人受入れ政策にも視点を向け、差別禁止など外国人の社会的統合策の充実について政策的提言を行う方向で研究を展開した。

研究成果の概要（英文）： This research project focused on the unfair immigration-related employment practices under the anti-discrimination provision of the Immigration and Nationality Act (INA) of the United States, which prohibits employment discrimination based on nationality, as well as national origin discrimination prohibited under Title VII of the Civil Rights Act of 1964. Then, it examined Japanese law, and made a suggestion on the integration policy of foreign workers in Japan.

## 交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,100,000	930,000	4,030,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会法学

キーワード：社会法学、労働法、移民法、外国人労働者

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 研究の社会的必要性和先行研究の不十分さ

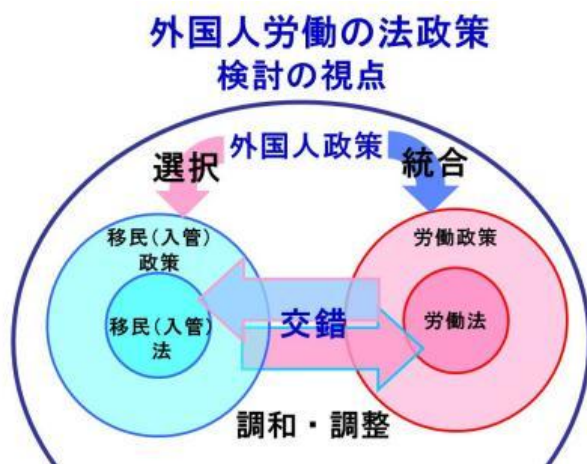
わが国の外国人労働者政策は、入管政策と労働政策を考慮した制度設計等が課題となっている。

わが国では、1980年後半から1990年代初めにかけて人手不足問題を背景として外国人労働者の受入れが話題となった。そのなかで、わが国は、単純労働を目的とする外国人

の入国を原則として認めない政策を採ってきたが、21世紀に入り、少子・高齢化、経済・社会のグローバル化に対応するため、外国人労働者に関する政策のあり方が再び活発に議論されるに至っている（注1）。

そこでの議論は、大きく分けて、①入管政策の観点からのものと、②労働政策の観点からのものがある。前者の観点からは、主として、在留資格の見直しなど、新たな受入れ政策が論じられており、後者の観点からは、

不法就労外国人への労働法の適用問題や、外国人受入れの労働市場への影響が議論されている。しかし、これら入管政策と労働政策の双方の観点がいかなる関係にあり、一方は他方がいかなる影響を与えるか、という議論は、これまでほとんどなされていなかった



(注2)。

注1：最近では、内閣府の経済財政諮問会議労働市場改革専門調査会「労働市場改革専門調査会第2次報告」(2007年9月21日)が、労働市場に悪影響を与えないことを確認したうえで新たな在留資格での外国人労働者の受入れについて検討すべきとの提言を行っている。

注2：労働法学の立場からは、今後の外国人受入れにおいて、国内の労働力需給状況を出入国管理に反映させる制度の設定が必要であるとの提言(菅野和夫・雇用社会の法(有斐閣、補訂版、1997年)222頁)がなされているが、詳細な検討はなされてこなかった。

## (2) 申請者のこれまでの研究の到達点

申請者は、わが国の外国人労働者に関する法的・政策的課題の解決を全体的な研究構想としている。

そこで、上記(1)での先行研究状況等に対する問題意識のもと、申請者は、わが国の入管法の母法がアメリカ移民法であることなどを理由にアメリカ法の比較法的検討を行い、これを踏まえて、外国人労働者の法的地位について考察を行い、2006年に博士論文「外国人労働者の法的地位—入管法政策と労働法政策の交錯—」にまとめた(本博士論文は、平成20年度科学研究費補助金(研究成果公開促進費、課題番号205102)を受け、『外国人労働の法政策』(2008年、信山社出版)として公刊)。同論文において、アメリカ法では、移民法は労働政策を考慮し、労働法は移民政策を考慮する点で両者の交錯がみられるという特色などをみてとった。たとえば、

不法就労外国人に対しては、労働法の適用を認めつつ、救済にあたっては移民政策を考慮した対応を行っている。また、外国人労働者の受入れに当たっては、差別禁止などの社会統合策が重要となるが、アメリカ合衆国では、労働法における一般の雇用差別禁止法制に加えて、移民法の中に、移民関連不当雇用行為として外国人への一定の差別行為等を禁止する制度が置かれている。こうした社会的統合策はわが国における将来の制度設計にとっても参考になりうるが、同博士論文では詳細な提言には至っていない。

## 2. 研究の目的

本研究は、申請者の博士論文での研究の基礎のうえに、これまでの研究では必ずしも詳細な提言を行うに至っていない、差別禁止法制を中心とする外国人労働者の社会統合策の充実を検討してゆくための基礎研究として、アメリカ合衆国で一定の外国人労働者を対象に実施されている国籍差別を禁ずる移民法上の移民関連不当雇用行為制度の具体的運用状況、及び雇用差別禁止法上の出身国差別禁止の外国人への適用状況についての調査研究を行ったうえで、わが国の外国人受入れ政策にも視点を向け、差別禁止など外国人の社会的統合策の充実について政策的提言を行う方向で研究を展開することを目的とする。

## 3. 研究の方法

以下のとおり、本研究の初年度である平成21年度においては、平成22年度以降の本格的調査を前に、国内における資料・情報収集及びアメリカにおける資料収集及び現地の研究者との研究協力関係を作るなど予備的調査を行い、平成22年度及び平成23年度の本格的調査において、アメリカ及び国内の調査研究を実施した。

### (1) アメリカ合衆国での現地調査研究

アメリカ合衆国における外国人労働者の統合政策及びその実態について、アメリカ合衆国政府関係者、移民法研究者等にヒアリング調査を行った。

### (2) 国内調査研究

国内において、アメリカ法及びわが国での議論に関する情報・資料収集を行った。

### (3) 途中経過の報告

これまでの研究成果をふまえ、アメリカ及び国内の研究者に研究の途中経過を報告し、研究の改善を図った。すなわち、2011年7月にアメリカから2名の移民法研究者を招い

て岩手大学において国際学術シンポジウム「外国人の社会的統合と入管政策の日米比較」を開催した。また、12月に、東北社会法研究会(会場：東北大学)において、研究報告を行った。

#### 4. 研究成果

本研究における成果として、アメリカ合衆国において、差別禁止法が外国人の社会的統合策として重要な役割を果たしていることが明らかになったことが挙げられる。

本研究のまとめとして、研究成果を政策的提言としてとりまとめた研究論文を執筆して季刊労働法 236号に掲載・公表し、本研究課題期間内において、研究成果の公表を行うことができた。成果の概要は以下のとおり。

##### (1) アメリカ法のまとめ

###### ① 雇用差別禁止法

アメリカ合衆国の雇用差別禁止法の代表である1964年公民権法第7編 (Title VII of the Civil Rights Act of 1964. 以下、「第7編という」) は、出身国に基づく差別を禁止している。他方、同条は、国籍に基づく差別を禁止してはいない。ただし、一定要件のもとで、外国人差別は、第7編のもとで禁止される出身国差別にあたりうると解されている。

なお、合衆国市民および一定の合法永住者等に限られるが、移民法のもとで、国籍を理由とする採用、募集、職業紹介、解雇における差別が禁止されている。

###### ② 禁止される差別

上記第7編は、出身国に基づく採用、解雇、労働条件等の差別を禁止しており、採用差別が含まれている。また、英語能力や外国語訛りの英語のアクセントに関する基準を設けることは、差別的インパクト法理のもとで出身国差別となる場合があるとされている。これに対し、職場での英語以外の言語の使用を禁ずる「英語のみルール」が出身国差別にあたりうるかは、裁判例の判断が分かれているが、一定要件のもとで違法となりうる。

###### ③ 立証責任

アメリカ合衆国では、一般に差別が問題となるケースにおいて、当事者の立証責任の配分ルールが明確化されている(差別取扱いにおける差別意図の推認について、McDonnell Douglas Corp. v. Green)。

また、移民法のもとでの差別事件についても、McDonnell Douglas 事件判決の分析枠組みを用いると判断されている。

##### (2) 日本法への示唆

###### ① 採用差別への適用

わが国の労働基準法(以下、労基法という)3条は、採用差別を法的規律の対象としていない。これに対し、合衆国では採用差別が多く問題となっており、参考になる。わが国ではこの問題について対応する法的根拠がないことから、採用差別をめぐって立法的検討を加える必要がある。具体的には、労基法3条を採用差別にも適用すること、あるいは、労働契約法または雇用対策法において差別禁止一般に関する理念規定を置くことなどの対応が考えられる。

また、これとは別に、労基法3条が適用される労働条件の範囲についても、必ずしも明確とはいえないことから、検討の余地があると思われる。

###### ② 差別意図の認定

労基法3条は、国籍差別および出身国差別を禁止しており、出身国差別のみを禁ずるアメリカ法に比して、その範囲は広い。しかし、国籍差別の差別意図の認定は検討が進んでいない。たとえば、上記の東京国際学園事件判決で裁判所は、雇用主が賃金体系のなかで外国人を優遇していたことをもって、雇用期間については不利に扱うことを差別に当たらないと判断したが、ある面で優遇していたからといって差別意図がないといえるのかどうか、なお疑問が残る。このように差別意図の認定については、アメリカの裁判例は立証責任の配分も含め、参考となりうる。

###### ③ 差別的インパクト事件の取扱い

以上は、差別意図が問題となる差別取扱い事件に関する課題であるが、これとは別に、差別効果が問題となる差別的インパクト事件については、わが国では男女雇用機会均等法が一定類型に対してこれを禁止する(7条、同法施行規則2条)のみで、外国人に対してはこれに対する法規制がない(公序違反として民法90条を適用する余地はあるにしても)ことから、この点については将来の均等法などの発展動向を踏まえて検討することも挙げられる。

###### ④ 書類確認差別

不法就労助長罪に過失犯も含める改正入管法73条の2第2項は就労資格の確認義務を前提としていると考える。具体的には、新たな在留管理制度のもとで、外国人に交付される在留カードによって外国人の在留資格を確認することが事実上義務付けられると考えられるが、その際、同制度の対象となっていない特別永住者に対し、交付されていない在留カードの提示を要求し、その提出がなされないことをもって採用を拒否すること

など、濫用の防止を検討すべきと考えられる。この点の対応としては、差別として禁止するか、差別意図により必要以上に書類を要求することを違法とするか、それ以外の手法がありうるか（端的に不要な書類を要求することを規制するなど）を検討することが考えられる。

⑤日本語能力に基づく差別

外国人の受入れにあたって、日本語能力を要求することが検討されているなか、そのような出入国管理上の扱いに伴い、将来は、雇用関係においても日本語能力の要求が過度に高まり、その結果、雇用上要求される言語能力に関する問題が生じることが考えられる。たとえば、外国語訛りの日本語のアクセントを理由とした差別は、出身国差別にあたりうるが、一定の日本語能力を要求することについて、それが職務の関連性や必要性などに基づき正当な理由があるものとされるか、といった差別の判断基準と具体的内容を検討する必要があると考える。

⑥行政による統合支援

以上、本研究において検討した、外国人労働者に対する差別禁止の法規制によったとしても、外国人労働者はなお権利侵害に対し脆弱な存在であり、行政による「統合」支援策を講じる必要がある。具体的には、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業者が適切に対処するための指針」を強化して立法化するなどの措置により、採用差別への対応を含め、より広汎で実効性のある行政上の措置を可能とすることを提案したい。

(3) 今後の課題

以上のとおり、本研究の課題については、一定の研究成果をおさめ、成果を公表することができた。

他方、本研究の過程において、研究計画には含まれていなかった、新たな課題があることが分かった。とくに、外国人労働者の受入れに当たっては、差別禁止のほかに、雇用保険・労災保険、その他の生活保障などを通じた社会保障制度による社会統合策が重要となるが、こうした社会保障制度については、アメリカ合衆国においては、州法に委ねられている部分が多い。こうした生活保障面での社会的統合策はわが国における将来の制度設計にとっても参考になりうるが、博士論文および本研究においては詳細な検討には至っていない。以上の新たな課題については、今後の研究のなかで検討を行っていきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

①早川 智津子、アメリカ合衆国における外国人労働者の統合政策と日本法への示唆－差別禁止法を中心に－、季刊労働法、査読無、236号、2012、137頁－153頁

②Chizuko Hayakawa (早川智津子)、Labor Law and Policy Issues Relating to Foreign Workers in Japan、Japan Labor Review、査読無、Vol.7、No.3、2010、pp.19-42

〔学会発表〕(計2件)

①早川 智津子、アメリカ合衆国における外国人労働者の統合政策－差別禁止法を中心に－、東北社会法研究会、2011.12.17、東北大学(宮城県)

② Chizuko Hayakawa (早川智津子)、Immigration Reform in Japan、Immigration Law Teachers Workshop 2010、2010.5.25、DePaul University College of Law (アメリカ合衆国シカゴ)

〔その他〕

以上のほか、以下のとおり岩手大学において国際学術シンポジウムを開催し、地域社会向け講演を実施することができた。

**国際学術シンポジウム**  
International Academic Symposium in Iwate 2011  
『外国人の社会的統合と入管政策の日本比較』  
Comparative Study on Social Integration of Foreign Workers and Immigration Policy between Japan and the United States

〔日時〕  
2011年7月8日(金)  
Friday, July 8, 2011  
13:00 (2時間) 1F

〔会場〕 岩手大学 学生センターB 1F 多目的室  
Iwate University Student Center B Building 1F Multi-Purpose Room

〔参加費〕 学生・教職員 無料  
Participants: Students and Faculty: Free

〔要約〕 英語(一部日本語あり)  
Language: English and Japanese

コーディネーター: 早川智津子 (岩手大学国際交流センター) 協賛者: 岩手大学国際交流センター  
Coordinator: Chizuko Hayakawa, Ph.D. (Law), Associate Professor, International Center, Iwate University  
Sponsor: Iwate University International Center

このシンポジウム開催は、岩手県(国際交流)庁(2011年7月8日)の協賛により開催いたします。  
This symposium is co-sponsored by Iwate Prefecture (International Exchange) Office (July 8, 2011).

主催: 岩手大学 国際交流センター / Sponsoring: International Center, Iwate University  
TEL: 019-821-8288(受付) e-mail: aikfor@iwate-u.ac.jp

・2011年7月8日アメリカから2名の移民法研究者(Professor Huyen Pham, Texas Wesleyan University School of Law 及び楠田弘子 Loyola 大学助教授)を招いて岩手大

学において国際学術シンポジウム「外国人の社会的統合と入管政策の日米比較」を開催した。

・2011年10月30日、「2011 いわてグローバルカレッジ」（主催：公益財団法人 岩手県国際交流協会）において、講演「在住外国人をめぐる法律問題 ―多文化共生社会を考える―」を行うことにより、研究成果の一部を地域社会向け講座で公表した。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

早川 智津子 (HAYAKAWA CHIZUKO)

岩手大学・国際交流センター・准教授

研究者番号：90451492